

柴田町保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月9日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第3号

柴田町保育所条例の一部を改正する条例

柴田町保育所条例（昭和31年柴田町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育料) 第4条（略） 2（略） 3 町長は、 <u>地方自治法第243条の2第1項</u> の規定により、 <u>児童福祉法</u> 第24条第5項又は第6項の措置を本町が行った乳幼児又はその扶養義務者から、当該措置に要した費用として規則で定める額の保育料を徴収する。	(保育料) 第4条（略） 2（略） 3 町長は、 <u>児童福祉法第56条第3項</u> の規定により、 <u>同法</u> 第24条第5項又は第6項の措置を本町が行った乳幼児又はその扶養義務者から、当該措置に要した費用として規則で定める額の保育料を徴収する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。